生駒市議会議長 中 谷 尚 敬 様

議会運営委員会委員長 吉 村 善 明

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成28年1月26日(火)~27日(水)
- 2 派遣場所 福岡県古賀市議会 佐賀県佐賀市議会
- 3 調査事件 (1) 議員間討議について
 - (2) 事務事業評価について
 - (3) 議会改革に向けた取組について
- 4 派遣委員 吉村善明 山田耕三 吉波伸治 白本和久 福中眞美 中浦新悟 樋口清士 浜田佳資 惠比須幹夫 改正大祐
- 5 概 要 別紙のとおり

生駒市議会 議会運営委員会視察報告

【目的】

これまで、生駒市議会は、二元代表制のもと、その役割と責務を踏まえ、市民との情報共有や議案審議の充実、政策立案と提言のための調査活動の充実に向け取り組んできたが、この取組を確かなものとして推進するため、平成25年12月定例会において全会一致により「生駒市議会基本条例」を制定し、平成26年1月1日から施行している。

今回の視察は、議会活動の基本とも言える「議員間における討議」や決算審査における「事務事業評価」、そして、議会改革について、福岡県古賀市議会及び佐賀県佐賀市議会における取組を調査し、今後の生駒市議会における実効的な取組の参考とするために調査するものである。

福岡県古賀市議会 平成28年1月26日(火) 午後1時45分~3時15分

【古賀市の概要】

九州北部に位置する古賀市は、平成9年に糟屋郡古賀町が市制施行し、海や山の自然に恵まれた市である一方、福岡市から北東約15km、宗像市から南西約15kmの場所に位置することから、JR古賀駅から博多駅へは約20分、JR小倉駅へは約50分と、交通の至便性が高く、通勤・通学にも大変便利であり、経済、流通、交通の面でも豊かな生活環境が整っている。

市制施行以来、福岡市を中心とする経済地域に属していることから、福岡市のベッドタウンとして順調な人口推移を示していたが、近年では人口増も鈍化しつつあり、中心地区の空洞化が懸念されている。

1 議会改革への取組 ~その歩みと今後の課題~

- (1) 議会改革の主な流れ
 - ① 市制施行を契機とする議会改革の模索

1997年の市制施行に伴い、議会としても議会の改革に着手することを断行した。これまで発刊していなかった「議会だより」の発刊、閉会中における所管事務調査の実施、一般質問における「一問一答方式」の導入及び1日1常任委員会の開催から着手した。

② 議会活性化特別委員会の設置

2010年3月から8月までの5か月間で、議会活性化特別委員会や 議会運営委員会で集中的に議会改革の検討に着手した。議会基本条例の 制定を視野に先進市議会への視察や、三重県議会事務局次長を招へいし ての研修会を実施した。

③ 議員改選に伴う新体制発足による議会改革の取組

議長就任の所信表明の中で、議会基本条例の制定、インターネット中継等が掲げられ、それに基づき以下の取組がなされた。

【議会基本条例の制定】

- ・ 2011年6月定例会において、議会基本条例等調査特別委員会が 設置される。
- ・ 同特別委員会では、先進地視察、市民アンケート、パブリックヒア リング、研修会、条例案を検討する小委員会の設置及び小委員会での 素案作成、市民への説明会を順次開催する。

小委員会での論点として・・

- 1 条例を制定する目的の明確化と必要性
- 2 議会の役割の再認識と明確化
- 3 議員研修を規定する必要性
- 4 自由討議の必要性と実施に関する詳細な取り決め
- 5 会議の公開に伴う現状分析と取扱いの変更
- 6 議会報告会に関する詳細な取り決め
- 7 一問一答に関する問題点と取扱い
- 8 反問権付与に係る問題点の整理と取扱い
- 9 基本条例案の取扱い
- ・ 同特別委員会での検討から2年経過した、2013年6月定例会に おいて、議員提案による議会基本条例が可決される。(全会一致ではな かった)
- ・ 可決後、議会基本条例施行準備会が設置され、基本条例施行に伴う会議規則の改正について協議し、8ヶ月間の協議期間を経て2014年3月定例会での会議規則改正を全会一致で可決するとともに、政策推進会議や議会報告会に関する要綱等の整備したのち、同年4月1日から基本条例が施行された。

【インターネット中継等】

・ 2011年6月に、会派代表者会議での検討に着手。導入に際して も、全会一致ではなかった。導入には予算が伴うことから、市長へも 事前協議を行い、市長の最終判断を経て、全員協議会において全議員 の合意を得たことから、2012年6月定例会からインターネット中 継と録画配信を開始する。インターネット中継等をはじめとする、議 会ホームページを使った情報公開にも取り組み、議会トピックスと称 したリアルタイムの議会情報の発信、付託議案の審査結果や閉会中の 所管事務調査による委員長報告の掲載、定例会会期中の常任委員会の 審査日程や審査順の掲載及び政務活動費の収支報告を掲載することに より、ホームページの充実に取り組み、また、2015年3月定例会 での予算特別委員会の審査から、委員会のインターネット中継を開始 した。

【議会報告会の開催】

・ 2011年10月に実施された「議会を身近にする市民アンケート」の結果、インターネット中継を求める声に次いで要望の多かった「議会報告会」の開催を実現すべく、翌月に「市民の声を聞く会」として、行政区ごとに開催したのが、議会報告会の始まりである。改選後においても「議会報告会」の開催は継続され、議会報告会幹事会を設置し、幹事会では、事前のプレゼンテーション・リハーサルや、事務局任せになっていた資料作りも議員自らが行っている。

【一問一答方式を基本条例に明記】

・ 2000年に議長裁量により申し合わされていた、一般質問における一問一答方式を、基本条例の制定に伴い、一括方式も選択可能な従来型から一問一答方式のみにすることを規定した。

【反問権の付与】

・ 基本条例に「市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議論を深めるため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。」と規定したことを受けて、反問権等の運用について、「反問の内容が議員が行った質問・質疑の範ちゅうから逸脱していると議長もしくは委員長が判断したときは発言注意できる。」「一般質問ならびに施政方針質疑で反問に対する議員の答弁時間は、

持ち時間に算入しない。」「市長等は反問権を行使するときは論点、争点を明確にするという趣旨を十分踏まえるものとする。」などを確認書として市長と調印した。しかし、いまだ市長等による反問権は行使されていない。

【請願の取扱い】

・ 請願や陳情は、市民からの政策提言と位置付け、請願書においては、 当該請願を審査する委員会の休憩中に、5分以内で請願者の意見を聴 取し、それに応じて質疑を行う取扱いとした。

【自由討議の活用】

・ 自由討議については、基本条例での規定はもちろんのこと、会議規則においても、「質疑終了後、議長(委員長)が必要があると認めたとき又は動議があったときは、会議に諮って自由討議を行うことができる。」とする一部改正を行ったことから、過去においては、決算審査の質疑終了後にテーマを定めて自由討議を実施し、その委員の発言内容は本会議での委員長報告ですべて報告した。

【タブレットの活用】

・ タブレットの活用については、資料のペーパーレス化の議論からは じまり、先進市議会への調査により、執行部にも早期に検討すること を提言した。

【議員の賛否状況の明確化のための取組】

・ 市民から、議員が議案に対し、どのような結論を出したのかを把握 したいとの要望に応えるため、議会だよりにおける賛否状況の掲載や、 本会議場において表決システムを導入することによって、インターネ ット中継でリアルタイムに各議員の賛否状況が確認できるようにした。

④ 議員改選に伴う新体制発足による議会改革の取組

改選後の議長立候補の所信表明の中で、まちづくりの施策(第4次総合振興計画後期見直し素案、まち・ひと・しごと創生総合戦略に対し、特別委員会の設置によって、専門的な審査を行えるような体制づくりや、積極的な政策提言を目指すための議会活動を活発化させるため、以下の取組がなされた。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会の設置】

・ 同戦略の策定は、今後の国からの地方交付税額にも影響があるため、 各地方公共団体において、年末までに策定をすることが求められてい たことから、タイトなスケジュールでの審議が求められたが、今後の 古賀市の動向を左右する重要な戦略であることから、早急に特別委員 会を設置し、10回の委員会を開催して審議を行った。

【政策推進会議の開催】

・ 議会基本条例第13条では「政策推進会議」の設置が規定されていることから、改選後、「政策推進会議役員会」の活動が再開され、まず取り組んだのが、「古賀市議会災害対応要綱案」の最終検討であり、協議の結果、同要綱と災害発生時の議員行動マニュアルを策定するに至った。

政策推進会議は、「市政に関して重要なものについては、議員間で共通認識及び合意形成を図り、政策立案を推進する」ために開催される組織であり、議長を除いた全議員で構成されている。今回の政策推進会議は、取り扱うテーマを選考するに当たり、各会派や議員から提案されたテーマについて、持ち時間10分程度で議員全員に対しプレゼンテーションを行い、「安全・安心なまちづくり」「障がい者福祉の拡充」「議員に係る費用の見直し」「子育て支援」など、それぞれのテーマが提案されたが、最終的に役員会が「公共交通の充実」について調査・研究を行い、政策提言を行っていくことを決定した。

【議会と大学のパートナーシップ協定】

・ 地域における福祉活動、健康づくりについての意見交換、研修機会 の確保、議会の政策形成能力の向上と看護大学の教育研究環境の向上 を目的に、同市に設立されている福岡女学院看護大学と、パートナー シップ協定を締結した。議会からの同大学への働きかけにより実現し たもので、このパートナーシップ協定に基づき、同大学生による健康 寿命延伸に向けた地域活動や、公民館でのヘルスステーション事業が 実施されるとともに、同大学教授による研修会の開催、同大学生によ る議員へのインタビューが実施され、市と大学の包括的連携により、 地域の福祉施策の力となっている。

【委員の意見】

(議会ホームページ・議会報の発刊について)

- 議会ホームページアクセス数の増加は、市民に限らず古賀市議会に対し関心を持っている人が増えていることを表していると考える。また、視察当日にその様子を議会ホームページでアップし、奴間議会運営委員会副委員長も当日に当市議会の視察状況を自身のブログでアップするように、タイムリーな情報提供を意識されていると思った。これは、私達も見習うべきところであると思う。
- 議会ホームページをこまめに更新すること、政務活動費の領収書掲載、一 般質問でのモニターの活用等、生駒市議会でも実施することを検討すべきで あると考える。
- 議会報の発刊については、議会報編集特別委員会を2015年から常任委員会化して対応されているとのことであるが、本市議会では、広報広聴委員会において議会ホームページと併せて対応していることから、その面では本市議会の方が進んでいると感じた。

(議会報告会について)

- 議会報告会にワールドカフェ方式を導入している点は生駒市議会と類似しているが、各常任委員会が入れ替わりで各グループと意見交換を行っている点に特徴がある。各委員会の所管事務について、当該委員(会)が責任を持って、かつ全ての委員会が市民に説明に当たれる点に利点があり、生駒市議会の市民懇談会の運営方法を考える際の参考になる。
- ワールドカフェ方式は、(会場で市民は数グループに分かれて着席。議員は 常任委員会単位のグループを形成し、各テーブルを回る。)本市議会でも採 用を検討する価値があると考える。
- チラシの作成など細部の事務的な準備まで、議員が自ら行われている。本 市議会においても、全議員が市民懇談会の準備に関わっていくような仕組み を考えていく余地があると思う。

(反問権について)

○ 反問権の是非は、議会において建設的な議論ができるか否かという視点から考えるべきものであり、これまで生駒市議会では前市長による論点のすり替えによる答弁回避などがあり、建設的な議論ができないと判断し、反問権を認めてこなかった経緯があるため、今後においては、建設的な議論の可能性を見出し、反問権を認める場合には、古賀市議会における、市長と議長との間で運用について確認書を交わしていくことなどを検討すべきである。

(議員間討議について)

- 討議は、各議員が言いっぱなしで終わるのではなく、スキルの向上に必要なもので、当然行うものとして認識しているが、古賀市議会では、各議員の意見を集約・整理し、議会の意見として行政に届けるための方法の一つとして主に活用されており、合意形成を図るための方法として採用されていないのは、本市議会が目的とすることと相違があると考える。
- 委員会だけでなく本会議においても、いつでも議員の発言に対して討議を 求めることができる点は本来の討議を基本とする議会運営の在り方と考え る。また、必ずしも合意形成を目的としておらず、議会における議論の活発 化を自由討議の目的としていると考えられる。

本市議会においては、これまで委員会における調査活動の中で議員間討議を行ってきており、また今後、委員会での議案審査において修正案の作成を目的として実施することとなっている。

本市議会においても、議案審査における討議の実績の上に、議論を活発化するため、議員間討議を目的のためにだけに行うのではなく、討議の幅を広げる(いつでも、どこでも、動議をもって行える)ことが検討課題となると考える。

(タブレットの活用について)

○ 会議のペーパーレス化を進めるためにタブレット端末の活用が進められている。会議において追加的に公表されている関連資料の検索、閲覧が可能となれば、会議を効率化できることからも、生駒市議会においてもタブレット端末の活用は今後の検討課題となると考える。

(本会議場での大型モニターの活用について)

○ 本会議場において一般質問においてプレゼン用資料を投影できれば、質問者、答弁者の説明の理解を視覚的に補助することが可能となり、市民にとってより分かりやすい会議とすることが可能となる。

本市議会においては、電子表決システムの導入に伴い大画面が設置されていることから、この活用方法については今後の検討課題となると考える。

(政策推進会議について)

- テーマを設定し、調査を行い、政策提言するといった行為は、本市議会においてもテーマ別調査の中で実施できている。ただし、古賀市議会の政策推進会議では議会として提言が行える点に特徴がある。本市議会においては、委員会の提言に止まっていることから、議会全体の提言(例:決議)とするためには、その方法について検討を要する。また、古賀市議会においては、政策推進会議の提言に基づく条例制定を検討されているが、本市議会においてもテーマ別調査に基づく条例制定ができれば議会としての政策提言が可能となる。また、テーマ設定に際して、全議員に対するプレゼンテーションを行っている点については、議員のスキルアップ、議会活動の活性化という観点から、参考とすべきである。
- 政策推進会議の設置と運用は、非常に興味のある内容であった。 提言として市長に提出し、議会としての議決はないが、市民に出すことに よって市民の判断が示され、行政への影響力を発揮しようとしている。 さらに、政策の内容を高めるための専門家の活用を積極的に行っている点 についても、参考になると考える。

(パートナーシップ協定について)

- 議会独自に協定を結ぶことは(行政が締結するパートナーシップ協定との 兼ね合いもあるが)先進的な取組と感じた。
- 市議会独自で、大学と協定を締結されていることは、本市議会でも一考す る価値があると考える。
- 政策推進会議での専門家の活用とともに、大学とのパートナーシップ協定 を締結することによって、専門家や現場の声、実態を知ることに相当力を入 れているように感じた。議員のスキル向上を議員任せにしないことや、市政

課題についての議員間の共通認識を形成することに繋がり、議会改革の実質 的担保になるのではないかと考える。

○ 行政だけでなく、議会が地元の大学とパートナーシップ協定を結ぶことに ついては、大学の知恵の活用、学生との意見交換など、議会にとってもメリットが多いと考えられる。

本市には帝塚山大学が立地しており、また既に生駒市とはパートナーシップ協定を結んでいることから、市議会として独自にパートナーシップ協定を結ぶことを、今後の大学との連携に基づく議会活動の在り方と共に検討すべきと考える。

○ 学生(若年層)との意見交換の機会づくりは、本市議会においても、過去に「若者の定住」をテーマとした市民懇談会を開催した際に、若い世代との意見交換の機会を探った経緯がある。このようなテーマ設定を行った上で、若い世代との意見交換を行うことについては、今後の市民懇談会の運営に係る検討課題となることから、パートナーシップ協定を考えていく上では、非常に参考となる事例だと考える。

(その他の取組について)

○ 議長、副議長、各常任委員会委員の任期は4年間であるが、4年間である と、1期に1委員会であり、その所管に関する理解は深まる反面、議員とし ての視点が狭まるおそれもあり、2年間が妥当ではないかと考える。



佐賀県佐賀市議会 平成28年1月27日(水) 午前10時~11時30分

【佐賀市の概要】

現在の佐賀市は、平成17年10月1日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併して誕生した。さらに、平成19年10月1日には、川副町、東与賀町及び久保田町と合併し、県下最大の人口235,448人(平成27年10月1日現在)を擁する特例市である。

合併によって、市域は104平方キロメートルから431平方キロメートルに拡大し、県内では、唐津市に次ぐ第2番目の面積を有する県庁所在地である。脊振山系の山麓部の山林や清流、古代肥前の国の行政府「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の魅力を紹介する佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、また、有明海を臨む素晴らし環境に恵まれている都市といえる。また、秋には嘉瀬川河川敷を中心に佐賀インターナショナルバルーンフェスタが開催され、バルーン(熱気球)の街として賑わう。

1 議員間討議について

佐賀市議会では、自由討議は制度化されておらず、本会議での討議の実施は想定されていない一方、委員会においては、委員長の許可で実施できることとなっており、概ね生駒市議会における現在の自由討議の在り方と類似している。委員会での実施については、事務事業評価における実施が大半であり、自由討議の経過のまとめは、会議録に残される。

2 事務事業評価について

(1) 導入の背景

平成18年(平成17年度決算)から、執行部側が行政評価システムを導入したことが契機となり、平成21年4月からの議会基本条例の施行に伴い、同条例の規定を具現化するツールとして事務事業評価制度の導入を決定し、平成23年(平成22年度決算)から開始した。

(2) 導入の目的

① 決算審議の充実

執行部側の新しい行政運営の手法として行政評価システムが導入された ことを受け、行政の監視機関である議会としては、行政と違う視点で評価 を行うことが必要であることから、個別・具体的な事務事業レベルまでの 審査ができていなかった課題を、評価制度の導入により一部ではあるもの の審査するようにした。

② 次年度予算への反映

これまでの審査は、課題や問題点を執行部側に意見という形で伝えるものの、「追認するだけ」という意味合いが強く、次年度の予算審査と連動したものとなっていなかったことから、事務事業評価の実施を決算と予算を関連付けるためのツールとしても考えた。

③ 総合計画を視野に入れた審査

行政運営は、総合計画に即して実施されており、施策や事務事業も総合 計画に沿う形で体系付けられていることから、事務事業評価を実施するこ とは、総合計画の進捗管理を議会も行うことと同義である。

(3) 評価体系

① 実施主体

事務事業評価を初めて実施した平成23年度は、決算特別委員会(分科会)において、事務事業評価を実施したが、次年度の平成24年度と平成25年度については、予算と決算と事務事業評価を一体的に実施し、専門性を発揮した詳細な評価が期待できるとの理由から、それぞれ所管の常任委員会において実施した。

② 評価する事業数

決算特別委員会(分科会)で実施した平成23年度は、1分科会につき 4事業(4分科会)の16事業を対象とした。また、平成24年度及び平成25年度についても、1常任委員会につき4事業(4常任委員会)を基本としたが、事業内容等を勘案し、各委員会において事業数を決定することとした。

③ 評価項目

平成23年度は、事業の目的や妥当性のみの評価とし、平成24年度と25年度は、事業全般を評価の対象にしないと意味がないとの意見や、現 状評価を踏まえ、次年度予算・事業運営への反映を要請するうえで、事業 の方向性を判定する必要があるとの意見により、事業の目的や妥当性に加 え、有効性、効率性及び公平性を追加するとともに、事業の今後の方向性 を判定する評価とした。

④ 評価する事業の選定方法

平成23年度は、各分科会で第1次として10事業を選定し、第1次選定に新規事業を追加して、再度、第2次として10事業を選定し直した。その選定された事業に対する執行部側の説明を求め、最終的に16事業まで絞り込んだ。平成24年度では、特定の分野に事業が偏らないように、まず施策の選定について、全議員の意向を反映させるため、全議員で協議を行い、選定の対象は、新規事業でなく既存事業を選定することとし、その後、16事業に絞り込んだ事業に対する、執行部側からの説明を求めた。次に、平成25年度では、選定に各常任委員会の意向が最大限反映されるようにとのことで、施策抽出を廃止し、各常任委員会での4事業の選定によって、計16事業に対して、執行部側から説明を求めた。

⑤ 評価方法

平成23年度は、各分科会で審査し、評価報告書を作成するにとどまったが、平成24年度と25年度は、各委員の評価表を基に、委員会で審査して評価報告書を作成した。

⑥ 評価内容

平成23年度は、事業評価をA・B・Cの3段階評価とし、その後、意見や提言等として取りまとめた。平成24年度は、事業評価を評価点による6段階評価に加え、100点満点による全体評価も行い、意見・提言等として取りまとめた。また、事業の今後の方向性の判定として、方向性を7区分で判定し、予算又は事業運営への反映を求める意見・提言等を取りまとめた。平成25年度は、100点満点による全体評価を取りやめて、24年度の方法と同様に評価を行った。

(4) 評価に対する執行部側の処理方針等(予算及び事業運営への反映意向)

平成23年度は、目的や妥当性のみの評価であるため省略したが、平成24年度実績として、意見・提言等66項目中、予算又は事業運営に反映するのが、56項目、一部反映するが8項目、反映しないが2項目であった。また、平成25年度は、意見・提言等41項目中、予算又は事業運営に反映するが、37項目、一部反映するが2項目、反映しないが2項目であった。

(5) 評価スケジュール

- ・5月下旬 拡大代表者会議による事業の選定方法・スケジュールの決定
- ・6月中旬 全員協議会における事業の選定方法・スケジュールの説明
- ・7月初旬 各常任委員会において、事業の抽出を開始
- ・7月中旬 各常任委員会正副委員長による、事業の決定・評価方法等の 調整

各常任委員会委員による事業抽出シートの提出締切り 各常任委員会で、事業を決定

- ※決定した事業を全議員・執行部側へ通知
- ※決定した事業の前年度評価表を執行部側に提出依頼
- ※執行部側に事業説明会への出席要求

全員協議会において事業の評価方法等を説明

- ・7月下旬 各常任委員会委員による事業の事前読み込みの開始 決定した事業の前年度評価表の確定と公表
- ・8月上旬 執行部側による事業説明 委員は事業評価を開始
- ・8月中旬 約5日間の日程で、各常任委員会での評価を実施
- ・9月下旬 9月定例会最終本会議において、評価結果報告書を議決し、 議長から市長へ提出
- ・翌年2月 市長から評価結果報告書に対する処理方針報告書の提出を受ける

3 事務事業評価の検証について

(1) 検証の背景

平成23年度から3年間にわたり実施してきた事務事業評価について、その意義、成果及び課題等を検証することによって、今後の方向性を考えるべきとの意見に基づき、検証を行った。

(2) 事務事業評価を行うことの意義及び成果の検証

① 導入の目的からみた意義及び成果

事務事業評価を導入した目的は、決算審議の充実、次年度予算への反映、総合計画を視野に入れた審査であるが、その目的に基づき評価を行った。

執行部側の内部評価ということで、執行部側の主観が反映される一方的な評価となるおそれがあることに対し、議会が評価することによって客観的な視点から問題点や課題を明らかにして、提言や予算への反映を求めることは、議会本来のチェック機能を発揮している。

- ・ 決算の不認定は、市長の政治責任が問われる以外に、制裁的な法の規 定がないことから、決算審査が形骸化していることにつながっていたが、 決算審査における議会の意見を次年度予算に反映させるよう求めていく ことは、決算と予算を一体とした審議サイクルを確立したと言える。
- ・ 執行部側の事務事業は、総合計画に沿って実行されているが、これまでは、総合計画の議決を行うのみで、その後の進捗についてはチェックしていなかった現実を勘案すると、一部分の事業に限定されるが、総合計画と関連付けた審査を行っている。

② その他の意義及び成果

- ・ 評価の過程、評価基準、評価表などのすべてを、議会だよりや議会ホームページを通じて市民に公表していることから、審議過程の可視化が図られた。
- ・ 執行部側への意見や提言を取りまとめるに当たり、活発な議員間討議 によって協議されていることから、今後における議会の政策提言の方法 のモデルともなり得る。

4 事務事業評価を実施するに当たっての課題等への対応状況

(1) 評価項目の名称を市民に分かりやすい名称に改める

分かりやすい適当な名称がないため、公表の際には、分かりやすい補足説明を入れて公表する。

(2) 評価基準について議員間の意思統一を図る

複数人数で評価する以上、評価の誤差は必ず生じるものの、「客観性」が評価の基準であり、主観的評価を行わないように意思統一を図る。

(3) 執行部側の評価シートではなく、議会独自の評価シートにする

市民に公表している執行部側の「事務事業評価表」を基礎資料として評価を行う以上、その資料を評価するのに適しているシートの作成が必要である。

(4) 評価点数に対する説明の見直しの必要性

複数人数で評価するため、評価を点数に表しやすいように、評価点数の説明を詳しく設定する必要がある。

(5) 事務事業評価表以外の資料提供

補足説明資料の積極的提出を、執行部側に求める。

(6) 評価基準について議員間の意思統一を図る

複数人数で評価する以上、評価の誤差は必ず生じるものの、「客観性」が評価の基準であり、主観的評価を行わないように意思統一を図る。

5 事務事業評価の今後の方向性

新たな取組であるため、議員、事務局共に事務量が膨大になり、それにかかる時間を委員会審査の充実や改善に充てるべきである、時間がかかりすぎる等の意見が議員からも一部出されたことから、今後の方向性を①継続して実施する、②廃止する、③他の手法へ移行する、の3つの選択肢とすることを決定した。

6 事務事業評価の休止による他の手法の試行的実施

上記の検証により、平成26年度では、これまでの事務事業評価を一旦休止して、決算審査における意見・提言(附帯決議)を行う取組に変更した。

(1) 目 的

- ① 決算審査の充実
- ② 次年度予算及び事業運営への議会意思の反映
- ③ 議会意思に対する執行部の処理方針の確認

(2) 概要

① 常任委員会ごとに実施

決算議案は、各常任委員会に分割付託し、審査していることから、意見・ 提言についても、常任委員会ごとに取りまとめる。

② 決算審査終了後に実施

決算議案に対する執行部側からの説明と、それに対する質疑が終結した 後に実施する。

③ 各委員が問題とした案件を協議・検討

決算審査において、各委員が問題とした案件の中から、委員会として更に協議・検討が必要な案件を抽出し、委員会の総意としての意見・提言をまとめる。

④ 必要に応じ、執行部に詳細説明や資料の提出を要求

委員会での協議・検討に当たって、更に詳細な説明や資料の提出を必要とする場合は、執行部側に出席要求や資料提出の請求を行う。

⑤ 委員会でまとめた意見・提言を附帯決議として本会議に提出

決算審査に係る附帯決議案として、本会議に追加提案し、本会議での議 決により議会意思とする。

⑥ 意見・提言に対する執行部側の処理方針の報告を要請

附帯決議は、処理方針の報告までを要請し、報告により議会意思の反映 を確認するとともに、次年度予算の審査に活用する。執行部側への回答要 請は、附帯決議の中に盛り込んでおく。

⑦ 実施状況や関係書類を議会だより・議会ホームページで公開

決算審査における審査過程を公開することによって、可視化を図る。

7 議会改革への取組(平成21年4月以降の取組)

平成21年4月 議会基本条例の施行

ッ 執行部側への質問権の付与

平成22年 議会報告会の開始

平成23年9月 平成22年度決算から25年度決算における事務事業評

価の実施

平成24年9月 議場内赤外線補聴システムの導入

平成25年 全議員を対象とした年2回の定例議員研修の開催

ッ 改選時における、議員定数の削減(2名減)

平成26年6月 議会単独ホームページの開設

平成27年3月 議案質疑に分割質疑方式を導入

11月 議長の定例記者会見の開始

【現在検討中の事項】

- 議会のICT化(ペーパーレス会議・通知、タブレット端末の付与等)
- 傍聴手続きの簡素化による傍聴規則の見直し
- 議会基本条例の検証と見直し(評価手法、評価サイクル等)

【委員の意見】

(議員間討議)

○ 本会議での実施は想定されておらず、所管事務調査の中で委員長が宣言して実施できることとなっており、概ね生駒市議会における現在の自由討議の在り方と類似している。

今後は、深掘りするべき、あるいは新たに創造(条例制定)するべき行政 の重要課題について、議員間討議を通して政策提言を行うべきと考えられて いる。この点も含めて、生駒市議会においてはテーマ別調査を通して概ね実 施できている。

議事録については、自由討議の部分に「自由討議」と記載する点に工夫が 見られ、今後の議事録作成の参考となる。

○ 主に、事務事業評価の中で行われていたようであるが、委員会での議員間 討議を議事録に残さないのは、意思形成過程を分かるように残すという点で 問題も生じるが、多分、委員長報告によって補っているのであろうと推測さ れる。

(事務事業評価)

- 1000事業にわたる評価シートを決算審査時に活用できるのは、議会に とって大きなメリットであると思った。
- 総合計画を議決した議会として、PDCAに則って各事業をチェックできるのは利点であると考える。
- 事業の選定、評価基準に対する意思統一をいかに図るかは事務事業評価を 実施するうえでの重要課題であると考える。
- 「議会による事務事業評価」の導入によって、資料は膨大な量となるが導入することにより、行政に見えないプレッシャーをかけることになる。佐賀市議会では、平成24年、25年の実施では、意見や提言としていたものを、平成26年より附帯決議として送付し、「これらの対処方針を文書にて報告」に変更しているが、附帯決議が法的拘束力を持たない以上、意見や提言でも同じではないかと思う。

- 事業を抽出し評価を行う方式は、作業量に比べ効果が薄い、期間が長い、 現状評価の評価基準を明確にするため細かく設定するとわかりにくくなっ たとの理由で取りやめ、委員会ごとに4項目程度を附帯決議としてあげ、2 月上旬をめどに回答をもらう(この点は以前と同様)方式に変更したが、決 算審議の予算へのフィードバックを重視したということであろう。事務事業 評価の目的からすれば、この方法も一つの選択肢ではあるが、評価の際の分 析が主観的、あいまいになる恐れがある。そこをどう担保するかが問題であ ると考える。
- 佐賀市が方法を変更した理由の3点は、生駒でも当てはまるので、その点は効率的方法と事務事業評価自体の目的の複眼化を考えなければならないのではないかと考える。
- 議会として行う場合の効果を高めるには、対象事業を狭めないこと、行政 の予算編成や縦割り組織の都合ではなく、相互に関連する事業を一括して対 象とし、全体と個別を関連させながら評価する必要がある。それでこそ、市 の進むべき方向が見え、政策提言にもつなげることが可能となると考える。
- 本市議会でいずれの手法を選択するのか、慎重な検討が必要であると考える。しかし、審査の前提として全事業の事務事業評価の資料の存在は大きい。 本市議会でも執行部側と協議し、多少時間を要しても、事務事業評価資料の 提供を受ける方向へ進むべきと考える。
- 決算議案に対する附帯決議の定例化は、次年度予算への反映を考えた場合、 有効と考える。
- 佐賀市議会では、過去に常任委員会において事務事業評価を実施していたが、作業量に比して効果が少ない、時間が掛かる、現状評価に意味を見出せない、仕分け区分の判断基準があいまいなどの理由により取りやめとなった経緯がある。この経緯を踏まえ、大局的な観点から事業仕分け的なものを実施することを目的として、現在、決算審査の中で自由討議に基づく附帯決議の作成が行われており、生駒市議会においても、過去に決算審査の中で試行的に事務事業評価を実施したが、同様の理由により本格実施を見送った経緯があることから、現在の佐賀市議会の取組は参考となる。

○ 佐賀市では、行政において全ての事務事業に対して評価シートが作成されており、この点は事務事業評価を行うに際しての前提条件の大きな違いとなっているが、生駒市議会では、現在、決算審査の資料として事業評価シートの提出を求めることを前提に検討作業を進めているところである。この点を踏まえれば、佐賀市の現在の取組をアレンジし、過去の作業の煩雑さを解消するかたちで、決算審査における事務事業評価、附帯決議の作成が可能となると考えることから、事業評価シートの作成に併せて、その活用方法としての決算審査の在り方について検討する必要があると考える。

(その他の取組について)

- 議員名札着用は、内外の方に、議員の存在を確認してもらうのに有効かと 考える。
- 佐賀市議会では、クールビズに対応し、セキュリティの観点から名札の着 用を義務付け、このことに併せて記章着用規定を見直している。生駒市議会 においてもクールビズへの対応について一考する必要があると考える。
- 会議のペーパーレス化を進めるために、タブレット端末の活用が検討されているが、会議において追加的に公表されている関連資料の検索、閲覧が可能となれば、会議を効率的に運営できることからも、生駒市議会においてもタブレット端末の活用は今後の検討課題となると考える。
- 議長の定例記者会見の実施については、市民により議会を知って貰うという意味から、興味深い取組みであると考える。
- 議員研修を、①議会制度、②時節に応じたテーマの2本立てで行っている。 古賀市議会と同様に議員研修には力を入れているように感じた。 「とりあえずやってみよう」精神でいろいろと実践している点は、大いに参 考となると感じた。
- 佐賀市議会では、誰が議員になっても円滑な議会運営が可能となるように、 議員研修を年間2回実施している。2回の研修会のうち1回は議会運営に関 する基本研修となっている。生駒市議会では、改選直後の議員研修において は議会運営に関する研修を行っているが、これをもって十分と言える状況で

はないと考えることから、今後、生駒市議会においても円滑かつ活発な議会 運営に資するよう、計画的な議員研修の在り方について検討を要すると考え る。

